

2024年3月14日

各位

京都信用金庫

印鑑レス通帳レス口座規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では京都信用金庫アプリ～てのひら京信～に関する「印鑑レス通帳レス口座規定」および「みんなのネット支店取引規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2024年3月28日（木）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧ください。）

- ・[印鑑レス通帳レス口座規定](#)
- ・[みんなのネット支店取引規定](#)

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

①印鑑レス通帳レス口座規定

改定前	改定後
第2条 印鑑レス通帳レス口座 1～2 （略） 第3項を第4項に繰り下げし、右記の通り第3項を <u>挿入</u>	第2条 印鑑レス通帳レス口座 1～2 （略） 3. 「印鑑レス通帳レス口座」の取引印鑑は、口座 <u>開設後に別途当金庫所定の方法により届け出る ことができます。</u>
第8条 其他のお取引 1. (略) 2. 郵送によるお手続きをされる場合は、当金庫へ 書類を送付いただく際に本人確認書類（運転免 許証または個人番号カード）の写しを同封して いただきます。	第8条 其他のお取引 1. (略) 2. 郵送によるお手続きをされる場合は、当金庫へ 書類を送付いただく際に本人確認書類（運転免 許証または個人番号カード）の写しを同封して いただきます。 <u>また、第9条による取引印鑑の お届けが必要です。</u>

改定前	改定後
<p>第9条 取引印鑑のお届け</p> <p>1. 「印鑑レス通帳レス口座」に対する取引印鑑のお届けは、当金庫がお届けを必要と認めた口座のみ受付するものとします。この場合、「印鑑レス通帳レス口座」以外の口座を保有され既に共通印鑑のお届けがある場合は、原則、共通印鑑口座として取り扱うものとします。なお、お届け後も本規定が適用されますが、各種お取引に係る書類のご提出には、取引印鑑の押印を以てお受けいたします。</p> <p>2. お届けは、当金庫所定の方法にて行っていただけます。なお、お届けに応じていただけない場合は、ご希望されるお取引をお断りさせていただきますことがあります。</p>	<p>第9条 取引印鑑のお届け</p> <p>1. <u>口座振替等、取引印鑑をご捺印いただく各種お取引に係る書類のご提出には、取引印鑑のお届けが必要です。お届けを受け付ける際には、当金庫は所定の方法により本人確認等を行います。なお、お届けに応じていただけない場合は、ご希望されるお取引をお断りさせていただきますことがあります。</u></p> <p>2. 「<u>印鑑レス通帳レス口座</u>」以外の口座を保有され既に共通印鑑のお届けがある場合は、<u>原則、共通印鑑口座として取り扱うものとします。</u></p>

②みんなのネット支店取引規定

改定前	改定後
<p>第4条 取引印鑑</p> <p>1. 当支店では、証書貸付等の一部を除き、取引印鑑のお届けなしに取引を開始することができます。ただし、法令等により取引印鑑のお届けが必要な取引等を行う場合や、当金庫がお届けを必要と判断した場合は、速やかにお届けいただけます。</p>	<p>第4条 取引印鑑</p> <p>1. 当支店では、<u>取引印鑑をご捺印いただく各種お取引に係る書類を除き、取引印鑑のお届けなしに取引を開始することができます。取引印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法によりお届けいただくことができます。</u></p>

以上